

習志野商工会議所報

商工習志野

NARASHINO CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

2

Vol.323

2014



オービックシーガールズ

史上初の快挙！

祝 4年連続日本一



※社内でご覧ください

発行所 習志野商工会議所 発行人 会頭 白鳥 豊

〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14 TEL : 047 (452) 6700 FAX : 047 (452) 6744 URL <http://www.narashino-cci.or.jp> Eメール key21@narashino-cci.or.jp

報告 習志野市制施行60周年 新春賀詞交歓会を開催



習志野市、習志野商工会議所、習志野市社会福祉協議会の3者共催で行う新春賀詞交歓会が1月8日(水)習志野文化ホールホワイエにて開催されました。

習志野市にゆかりのある著名人をはじめ、習志野市に集う各界各層の多くの方々にご参加をいただきました。今年は習志野市制施行60周年でもあり、過去最高の630名の参加者数となりました。

報告 第4回 代表者連絡会議を開催

1月28日(火)、商工会議所会館にて、各部会・委員会・青年部・女性会の代表者で構成される「代表者連絡会議」が正副会頭出席のもと開催されました。

協議事項に先立ち、役員議員改選による会頭の指名による委員長の選任が行われ、引き続き工業部会長の樋口恵己氏が、副委員長には建設部会長の鯨井徹氏が共に再任されました。

協議事項につきましては、3月に開催される部会員交流会や平成26年度の部会・委員会事業計画(案)について話し合いました。

報告 マル経制度を普及 感謝状を受領しました

1973年にスタートし40周年を迎えた「小規模事業者経営改善貸付(マル経)制度」の普及と推進に習志野商工会議所の功績が認められ、日本政策金融公庫国民生活事業本部長から感謝状を受領しました。



船橋支店 渡邊支店長(右)から感謝状を受けた白鳥会頭(中央)とマルケイ委員長高橋副会頭(左)

報告 女性会 第20回チャリティー ダンスパーティーを開催

2月1日(土)に商工会議所会館にて女性会主催によるチャリティーダンスパーティーを開催しました。

平成5年の第1回から20回の節目にあたる今回、習志野市ダンススポーツ協会会長(当所会員ダンス&シューズアユザワの鮎澤氏)の協力のもと市内在住の社交ダンス愛好家の方々93名が参加され、音楽に合わせてそれぞれダンスを楽しみました。

本事業で得た収益金の一部は市内福祉に寄与する予定となっています。女性会ではこのほか、各種福祉事業を例年行っています。

皆様のご参加をお待ちしています。
問合せ 習志野商工会議所 山野井



案内 平成25年度分決算・ 確定申告相談会を開催

習志野商工会議所では、経営改善普及事業および会員サービスの一環として、「平成25年度分決算・確定申告相談会」を開催します。ご相談には千葉県税理士会千葉西支部所属税理士が対応します。ぜひこの機会をご利用ください。

日時 2月17日(月)、20日(木)、28日(金)
3月4日(火)、5日(水)、6日(木)、10日(月)、14日(金)
各日10時～16時(昼休12時～13時)

場所 習志野商工会議所会館
相談員 千葉県税理士会 千葉西支部所属税理士
持参いただく書類

- ・平成25年分決算書、確定申告書用紙
- ・前年分決算書、確定申告書控え
- ・関係帳簿類(現金出納帳、経費帳、売掛帳、買掛帳)
- ・各種控除証明書(国保・国民年金、健康保険、生命保険、地震保険、介護医療保険、小規模企業共済など)
- ・印鑑

※予約制となっていますので、事前にご連絡のうえお越しください。

申込 習志野商工会議所中小企業支援室

募集 **工業部会**
第8回工場見学会 **参加者募集**
 ものづくりげんば
「他社の製造現場をみる」

工業部会(樋口恵己部会長)では、地域の特色ある「ものづくり企業」を巡る会員工場見学会を毎年開催しています。

今回は、高機能材料を使用した産業用特殊ホースメーカーとして、ITや医療・製鉄・造船業界など多分野から注目を集める東葛工業(株)(本社/生産拠点)を視察します。

日時 2月27日(木) 9時15分～13時(※現地集合・解散)

視察企業 東葛工業(株)(業種:樹脂製ホース製造販売)

・所在地: (本社)千葉市美浜区若葉2-5-4

(茜浜工場)習志野市茜浜1-12-2

・備考: 「明日の日本を支える元気なモノ

作り中小企業300社」(2007年/経産省)

内容 折り込みチラシ(参加申込書)参照

定員 30名(参加費:1,000円 ※昼食代含む)

募集 **建設業部会 視察研修会**
「東京オリンピックを支える建設」
 ～首都圏経済の胎動を感じる～ **参加者募集**

東京オリンピックの開催決定を受け、首都圏の経済活性化に期待が高まっています。

建設業部会(鯨井徹部会長)では、今後の経済潮流の核を担う建設施設や先端技術に関する情報収集等を図るため、国立競技場・築地市場・清水建設技術研究所の視察研修会を実施します。

日時 3月3日(月) 8時30分～19時30分(※解散予定)

視察先 国立競技場(記念博物館)／築地市場／

清水建設技術研究所

内容 折り込みチラシ(参加申込書)参照

定員 40名 参加費 9,000円/人(※予定)

(昼食代別/夕食懇親会費含む)

募集 **3月11日(火) 部会員交流会**
経済講演会と交流パーティー
を開催 **参加者募集**

会員事業所の皆様の交流の場とネットワークづくりの機会として3月11日(火)に「部会員交流会」を開催します。

第1部では、元NHKワシントン支局長の手嶋龍一氏を講師にお迎えし、「動乱の東アジア情勢を読み解く」をテーマに講演していただきます。

第2部では、情報交換や人脈拡大等の場として「交流パーティー」を開催します。より多くの方々と交流できますよう、お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

日時 3月11日(火) 16時～19時15分

会場 千葉工業大学 津田沼校舎

第1部 経済講演会(16時～17時30分)

テーマ 「動乱の東アジア情勢を読み解く
 ～中国の台頭と日本の針路～」

講師 外交ジャーナリスト 手嶋 龍一氏

会場 千葉工業大学津田沼校舎2号館3階大教室

定員 300名 聴講料 無料

第2部 交流パーティー(17時45分～19時15分)

会場 千葉工業大学津田沼校舎1号館20階ラウンジ

内容 部会員交流、大学関係者との交流、名刺交換会、情報交換会

定員 100名 会費 2,000円

報告 **史上初の4連覇!**
オービックスシーガルズが
優勝報告会



見事V4を達成

1月3日(金)、東京ドームで行われたライスボウル(アメリカンフットボール日本選手権)で、オービックスシーガルズ(当所会員)が学生王者関西学院大学ファイターズを34-16の大差で下し、これまで日本大学と並んでいた連覇記録を更新し、史上初の4連覇を達成しました。

1月4日(土)にはモリシア津田沼センターコートにて優勝報告会が行われ、大橋ヘッドコーチをはじめ、選手全員と約500名のファンとがライスボウル4連覇の喜びを分かち合いました。報告会終了後にはチームグッズ抽選会、サイン会が行われ、集まったファンと選手の交流の機会となりました。

案内 **サービス業部会**
メンバーズ優待券をご利用く
ださい!

サービス業部会
 (布施國雄部会長)

事業所名 _____ 利用者名 _____ TEL _____ 有効日 H26. . .	_____

が実施しているメンバーズ優待券を本紙に同封しています。

この優待券を、記載されている優待店(48社)で提示することで、割引きなどの優待サービスを受けることができます。(利用資格は、当所会員事業所の経営者・家族・従業員)

飲食店、スポーツクラブ、ホテル、理容室など様々な業種のお店に優待店としてご登録いただいています。ぜひご利用ください

消費税引き上げに伴う 中小企業の転嫁対策

すでにご承知のように、消費税率は今年4月から8%へ引き上げられ、さらに、平成27年10月には10%への引き上げが予定されています。依然として厳しい経済状況に置かれている中小・小規模事業者にとって、今回の消費税引き上げで、円滑かつ適正な価格転嫁ができなければ、利益の縮減等企業経営に大きな影響を及ぼします。

そこで、2月号特集では、3月号の2回にわたり「消費税引き上げと中小企業の転嫁対策」について、消費税増税の影響や消費税価格転嫁の仕組み、転嫁対策のポイントについて解説します。

転嫁対策とは？なぜ必要か？

ご存じのとおり、平成26年4月1日より消費税率が現在の5%から8%に引き上げられます。税率の引き上げにより、事業者はさらに厳しい経営環境に陥る可能性があります。事業者は買い手の購買意欲を考え、税率上昇分を価格に転嫁しない可能性が高く、消費税引き上げ相当額がそのまま収益の減少に結びつくからです。

適切な価格転嫁ができれば、事業者は従来の収益の確保が可能で、消費税は、仕入れ時には仕入れ価格に消費税分を加えて支払い、販売時に本体価格に消費税分を加えて受け取り、支払った消費税と受け取った消費税の差額を納税します。すなわち、消費税は、仕組み上は、取引の各段階で商品やサービスの価格に転嫁（上乘せ）されることで、最終的には、商品やサービスを受ける消費者が負担するので、税率が何%であろうと事業者の収益には関係がない、こととなります。

上乘せできないと収益を圧迫

しかし、実際のビジネスでのやり取りはこれほどシンプルでしょうか？例えば、消費税5%時と8%時の本体価格が同額でも、税込みの支払い総額が買い手の負担増となる状態で、従来と同じ数量を販売することは可能でしょうか？また、税込み価格が298円や1,000円といった値ごころのある価格やキリのいい価格から変わると、購買意欲の減退が起らないでしょうか？ここで、税率が8%に引き上げられた後も、販売価格を税率5%時と同じ価格に据置いた場合を考えてみましょう。

右の表は税抜きベースで仕入れ額が1万円、売上額が2万円の例ですが、税込み販売価格を2万1千円に据え置いた場合の利益の減少額を示したものです。税率引き上げ後も販売価格を据え置いた場合、増税分を事業者が負担することになるため、税抜き売上額の減少になります。その結果、なんと利益は約5.6%も減少します。つまり、適正な転嫁をしないと、その分収益が圧迫されてしまいます。

このように、従来の収益を維持するためには、消費税を適正に価格に転嫁しなければなりません。しかし、実際のビジネスでは、支払総額の増加による買い手の買い控えや競合他社との価格競争などがあります。そして、最終的には売れる値段での価格設定が必要になります。



消費税を転嫁せずに価格を据置くと

売上額(税込み)	21,000円	売上額(税込み)	21,000円
売上額(税抜き)	20,000円	売上額(税抜き)	19,444円
仕入額(税抜き)	10,000円	仕入額(税抜き)	10,000円
税引利益	10,000円	税引利益	9,444円

売上額(税抜き)が下がる → 売上額(税込み)変わらない → 利益が減っていることに気づかない

事業全体で適正な利益の確保を

すなわち、単純に従来の価格に消費税率分を上乘せするといった一律転嫁ではなく、売上げへの影響を加味して、事業全体で適正な利益確保を目指していく必要があります。具体的には、目玉商品などは販売価格を据え置く(実質値下げ)一方で、他の商品の価格は、目玉商品などの値下げ分をカバーする値上げを適正な転嫁の範囲内で行うといった方法が考えられます。

さらに、価格設定以外にも、企業体質強化に向けた原価低減、販売促進活動や、納税額増加に向けた資金繰りなどのさまざまな準備や対策も必要になってきます。次回以降、この対策をお伝えします。

日本商工会議所消費税転嫁対策窓口相談等事業実施WG委員
 / 東京商工会議所中小企業相談センター・コーディネーター
 / 中小企業診断士 秋島一雄

改正前に備えたい 労務体制と従業員の戦力化

本多永享社会保険労務士事務所

代表 本多 永享 氏

「消費税増税と最低賃金上昇で 中小企業の雇用はどうか」

4月に消費税が8%となるにあたり、中小企業が頭を悩ますことの一つに、価格に増税分を反映させることはできるだろうか、ということがあると思います。

実際のところ、取引先から値引き要請などを受け、増税分を販売価格に上乗せするのはかなり難しいという業者の方が多いのではないのでしょうか。

もしもこのまま増税分を考慮せずに従来と同じ価格で販売した場合、実質値引きをしたのと同じことになってしまうのです。

しかし、そう分かっているにもかかわらず値下げ要求に答えなければ関係を切られてしまうリスクもあるので、引き受けざるを得ないという状況もあるでしょう。

そして、さらに消費税率が10%に上がればどうなっていくか…、今から対策を練っておく必要があります。

また、最低賃金も引き上げられました。これは生活保護の受給額よりも最低賃金で働いた場合の手取りが少ないという逆転現象の解消、また消費税増税や円安による物価上昇で増していく家計の負担を軽減するためと言われています。

ただ、この最低賃金の引き上げも結果的に企業に重くのしかかってくることになります。

このような状況下で、我々中小企業は今後の雇用の仕方についてもしっかりと対策を取っていく必要があります。

「負け組にならない為に、今すべき事は」

現在、法人税が減税されるものとして、雇用促進税制(雇用者を1人増やすごとに40万円の税額控除)や所得拡大促進税制(給与を増加した場合、支給増加額の10%の法人税の税額控除)などの制度があり、これを有効活用してみるのも一つの方法です。

しかし現実には、法人の70%以上は赤字とも言われ、法人税額の減額と言っても赤字の会社にとっては雇用促進税制や所得拡大促進税制による税額控除は意味を成さなくなってしまう。

そこでもう一つの対策として、非正規雇用、その中でも派遣や請負などの労働力を増大させるという方法があります。どういうことかと言うと、自社外の労働力を増やせば増やすほど企業が納税する消費税は安く済むというものです。

納める消費税額は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。その際、派遣など自社外に外注した費用は、※課

税仕入れとなるため、その分、課税売上げから差し引くことができ、消費税負担を結果的に少なくすることができます。(注)自社で雇用した従業員は課税仕入れとはならない。

言わば、自社で雇っている従業員を削減して派遣などの外注を増やすことで納める消費税を減らし、利益を拡大させることができるという訳です。

だからと言って、従業員を派遣や請負中心に雇用すれば安泰なのかというと、そうとは一概には言えません。

なぜなら、正社員・契約社員・パート社員、そして派遣や請負にはそれぞれメリット、デメリットがあるからです。それを簡単にまとめたのが次の表です。

	メリット	デメリット
正社員	<ul style="list-style-type: none"> 貢献度が高い 様々な業務を指示することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 1番コストがかかる 1度雇うと辞めさせにくい
契約社員	<ul style="list-style-type: none"> 雇用調整がし易い 退職金など給料以外の経費を考慮せずに済む 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用期間が決まっており、優秀な人材が集まりにくい
パート社員	<ul style="list-style-type: none"> 就業条件によっては、社会保険に未加入となりコストを低く抑えられる 	<ul style="list-style-type: none"> 単純な作業に従事することが大半で、それ以上の仕事を要求できない
派遣社員	<ul style="list-style-type: none"> 業務をさせて問題があれば変更することも可能である 	<ul style="list-style-type: none"> 定めた業務以外に従事させることができない パート社員と比べコストがかかる
請負(外注)	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険等全て不要となり、コストは業務委託費のみである 契約解除が容易である 	<ul style="list-style-type: none"> コストや能力は業者によってバラツキがある 業務遂行にあたり、指示を出す事はできない

会社は、役割の異なった複数の人で成り立っており、バランスが大切です。その会社特有の体質が必ずあるはずであり、今の時代はそれを模索することが大変重要であると私は考えます。

これら各々の役割を把握した上で会社内の人事を構成していけば、どんな時代にも揺らぐことのない企業体制を築くことができるでしょう。

大事な戦力である職場内の従業員たちにどうぞ目を向けてみて下さい。そして結束を固められるように努力して下さい。

こういう時代だからこそ、会社にとり万全な体制とはどういうものなのか、改めて考えてみるいい機会なのかもしれません。

今後一つでも多くの中小企業の組織体制が良好となり、時代の荒波を乗り越えて、更なる発展を遂げていくことを心より支援致しております。



本多永享社会保険労務士事務所

代表 本多 永享(ほんだ のりゆき)

都内会計事務所、都内ハローワーク勤務を経て独立。事業主が置きがちな採用に力を入れ「採用フィルター選考法」という独自の方法を確立する。また「従業員のモチベーションが高く風通しがいい職場は、伸びていく会社である」という理念を元に、「オリジナルの適性検査」も実施している。(只今HPより経営者のための小冊子を無料配布中、いつでもお気軽にご相談下さい。)

あじさい共済還元事業

お年玉プレゼント当選結果

厳選なる抽選の結果、以下の事業所様が当選されました。たくさんのご応募ありがとうございました。

【応募総数110通】 (敬称略、順不同)

①日帰りバスツアー 15事業所

(有)八千代通信設備、(有)盛田製作所、(株)ロードメタル、花工芸フルフラワー、(株)サクラ設備、(株)ナラデン、京葉観光サービス(株)、クリス理容室、(有)勝仮設工業、(有)ムラタデンキ、司法書士松嶋事務所、あづま屋電気(株)、(株)アイワ、(株)福富門扉、(一財)習志野市開発公社

②花のギフト 10事業所

コメット工業(株)、ミヨカワシーリング印刷、(株)三市商店、丸山珠算塾、和食瀧もと、(有)濱田電設、(株)亀山商店、イーエム電設(株)、熊谷豊店、(株)サギヌマ運輸

③ワイン 10事業所

ヘアーメイクダンディ、(有)十八郎商店、文教堂、(有)写真の泰成、(有)ナビ、(有)花衛門、(株)樋口製作所、(株)白鳥フーズ、プルミエ、(有)星野工業

④肉まん・あんまんセット 10事業所

(有)三河屋豆腐店、三代川モーターズ、レオニダス実粉、光洋工業(有)、(有)セイワメディカル、ディスカウント細野、(株)サカエヤ、松樹印刷(有)、アステルマツモトデンキ、菊富士ならしの

当選者の皆様おめでとうございます！！

着々とそなえて企業も 従業員も将来が安心！

特定退職金共済制度

○従業員のための退職金を、計画的に準備できます。また、商工会議所を通じて大企業なみの退職金制度が容易に確立でき、求人対策、従業員の意欲向上、定着化に役立ちます。

○税法上の特色(掛金は加入者1人につき、月額30,000円まで非課税)

この制度は、所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済制度」として国の承認を得ています。事業主が負担する掛金は、加入者1人につき月額30,000円まで損金または必要経費に算入でき、従業員の給与職にもなりません。(法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条)

掛金

掛金月額 従業員1人につき1口1,000円で、最高30口まで加入できます。

口数の増加 お申し出により30口を限度として加入口数を増加させることができます。※この制度の掛金は全額事業主負担です。

掛金の運用 当商工会議所がアクサ生命と締結した

新企業年金保険契約にもとづきアクサ生命に委託します。

給付金

・この制度の給付金は次のいずれかとなります。

①特定給付金 加入従業員(被共済者)が退職したとき、退職給付金が支払われます。

②遺族給付金 加入従業員(被共済者)が死亡したときには、退職給付金に加入口数1口あたり10,000円を加えた遺族給付金が遺族に対して支払われます。

③退職年金 加入従業員(被共済者)が加入期間10年以上で退職したとき、希望により退職年金が10年間支払われます。

中小企業のモデル退職金

大学卒			
勤続年数	年齢	自己都合	会社都合
5年	27歳	433,000円	637,000円
10年	32歳	118,300円	1,663,000円
15年	37歳	2,250,000円	2,971,000円
20年	42歳	367,900円	4,740,000円
25年	47歳	5,600,000円	6,976,000円
30年	52歳	7,880,000円	9,457,000円
33年	55歳	9,236,000円	10,661,000円
定年		—	12,484,000円

お問合せ 習志野商工会議所 柴崎 鈴木

お知らせ 募集

習志野商工会議所
TEL:047(452)6700

募集

平成25年度分決算・確定申告相談会

日時 2月17日(月)、20日(木)、28日(金)
3月4日(火)、5日(水)、6日(木)、
10日(月)、14日(金)
10時～16時(昼休12時～13時)

場所 習志野商工会議所
費用 無料
持物 25年度分決算書、確定申告書用紙、前年分決算書、確定申告書控、関係帳簿類、各種控除証明書、印鑑など

相談員 千葉県税理士会
千葉西支部所属税理士

問合せ 習志野商工会議所

発明相談会

日時 2月18日(火) 3月18日(火)
各日9時～16時

場所 習志野商工会議所
内容 特許・実用新案・意匠・商標、
外国出願、先行技術調査、
商標調査など

相談員 (社)発明協会所属相談員

費用 無料

問合せ 習志野商工会議所

行政書士相談会

日時 2月21日(金) 3月20日(木)
各日13時～16時

場所 習志野商工会議所
内容 会社設立・建設業等の各種許認可申請・諸規定構築入管手続き相続・遺言など※紛争性の

ある事案等については対応できない場合があります。

相談員 千葉県行政書士会
葛南支部所属行政書士

問合せ 習志野商工会議所

第8回工場見学会

「他社の製造現場をみる」参加者募集!

地域の「特色あるものづくり企業」を巡る工場見学会。今回は高機能材料を使用した産業用特殊ホースメーカーとして多分野から注目を集める東葛工業(株)(本社/生産拠点)を視察します。

日時 2月27日(木) 9時15分現地集合～13時解散予定

場所 東葛工業(株)茜浜工場
同社 本社幕張工場

定員 30名

費用 1,000円(昼食代含)

問合せ 習志野商工会議所 堀

建設業部会主催視察研修会

～「首都圏経済」の胎動を感じる～

「東京オリンピック」を支える建設

東京オリンピック開催決定を受け首都圏の経済活性化に期待が高まっています。本視察では、今後の経済潮流の核を担う建設施設や先端技術の今を訪ねます。

日時 3月3日(月) 8時30分発

視察先 国立競技場、築地市場(豊洲新市場建設)、清水建設技術研究所

定員 40名

費用 9,000円(予定)

問合せ 習志野商工会議所 堀

お知らせ

千葉西税務署からのお知らせ

申告書の作成は国税庁HPで!
申告・納税・申請すべてお任せe-Tax
詳しくは

国税庁

検索

確定申告書作成・提出会場は幕張メッセ「国際会議場」1階で行います!

期間 2月3日(月)～3月17日(月)まで

時間 受付8時30分～16時
(提出は17時まで)
相談9時～17時

※土曜、日曜、祝日は業務を行っていません。ただし、2月23日(日)、3月2日(日)の2日間に限り幕張メッセ「国際会議場」でのみ業務を行います。

中小企業退職金共済制度(中退共制度)説明会・個別相談会のお知らせ

日時 3月7日(金) 14時～16時30分
場所 習志野商工会議所

制度の説明の他に、中退共本部スタッフが個別に相談を承ります。

中退共への加入や退職金制度の新規導入を検討されている事業所の方は、ぜひこの機会をご利用ください。

参加をご希望の方は、中退共ホームページより「参加申込書」をダウンロードし、中退共本部事業推進部加入促進課宛てにFAXでお申し込みください。

中退共HP

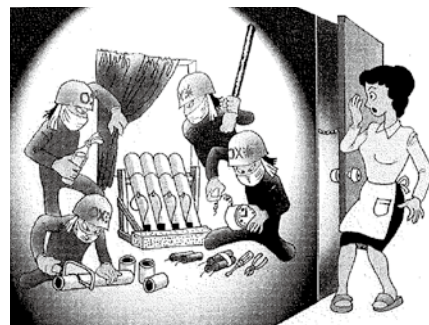
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

問合せ 独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 事業推進部 加入促進課

TEL:03(6907)1234

FAX:03(5955)8211

過激派アジト発見にご協力を



あれ?変だな...と思ったら

習志野警察署 TEL:047(474)0110

千葉県警察本部 110番または

TEL:043(201)0110

<http://www.police.pref.chiba.jp/>



わたべや



地図 QRコード



住所：習志野市大久保 1-3-22 代表者名：渡部 雄一さん
TEL：047(475)3111 FAX：047(475)3111
営業時間：平日 10時～20時 土日祝日 9時～19時
定休日：月曜日

大久保へ開業して7年目。地域密着型理容室「わたべや」では小さなお子さんから年配の方まで幅広いお客さんに愛用されています。

店内はアットホームな雰囲気です。初めての方でも気軽な気持ちで来店することができます。来店されたお客さん一人ひとりにきめ細やかなサービスを徹底している渡部さん。満足のいくサービスを受けられることは間違いありません。

オフィスまくり

2014



ORIGINAL CALENDAR

「習志野八景」

写真 早坂卓

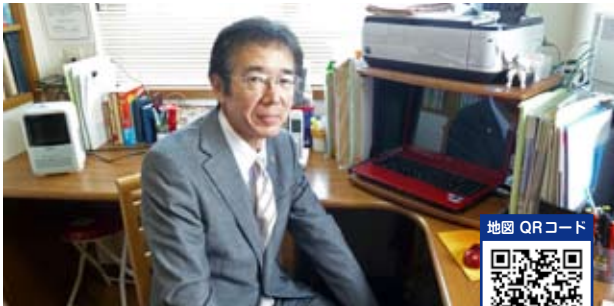
HP QRコード



住所：千葉市花見川区幕張町 6-84 代表者名：早坂 卓さん
TEL：090(9319)8306 FAX：047(479)1855
メール：taku24@aol.com
HP：http://taku24.com

写真家である早坂さんは習志野市を中心に活動を行い、茜浜からの富士山、谷津バラ園など習志野市の魅力を写真で表現、発信しています。それに伴い「習志野八景」と題し、写真コンテストの開催も予定しています。習志野市の美しい景色の写真入りカレンダー「2014年習志野八景カレンダー」（税込1,800円）も在庫残りわずかですが販売中ですので、ご興味のある方はぜひお買い求めください。

行政書士 郡司法務事務所



地図 QRコード



住所：習志野市袖ヶ浦 6-16-18
代表者名：郡司 隆義さん
TEL：047(419)8461 FAX：047(453)6871
メール：gunnji@f7.dion.ne.jp

子供の頃から習志野に在住で、地域に根差し、身近な方々の役に立てたらという思いから、昨年独立開業された行政書士の郡司法務事務所の郡司さん。

気軽に相談を受けられる町の診療所のような場所を目指し、幅広い対応を心掛けています。また、行政書士の資格以外にもマンション管理士の資格を有しており、相談会など行っています。お困りのことがありましたら電話やメールで気軽にお問合せください。

小山生花店



地図 QRコード



住所：習志野市津田沼 5-9-12
代表者名：小山 道江さん
TEL：047(453)0665
営業時間：9時～17時 定休日：月曜日

京成津田沼駅前ワイがや通りに店舗を構える小山生花店。

冠婚葬祭、ブーケ、コサージュなどお客様の要望に幅広くお答えできるサービスを行っています。プレゼント用花束などをお買い求めにくる男性のお客さんも多く、予算に合わせて花束を作っていただけます。

記念日のプレゼントや、買い物帰りなどぜひ一度気軽に立ち寄ってみてください。